

## 一宮市立中央図書館運営業務委託候補者の選定に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市立中央図書館運営業務委託候補者の選定手続き等について、必要な事項を定めることとする。

(守秘義務)

第2条 選定委員は、選定の過程を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(第1次審査)

第3条 第1次審査は、応募者から提出された書類により選考を行う。

- 2 選定委員は、第一次審査採点表の評価基準に基づいて応募書類を審査し、採点するものとする。
- 3 第1次審査の配点は70点満点とする。
- 4 選定委員会の庶務(以下「事務局」という。)は、各選定委員が採点した点数の集計表を作成する。
- 5 選定委員会は、前項に規定する集計表に基づいて審議し、委託者とするにふさわしいと思われる応募者を5者以内の範囲で選出する。
- 6 第1次審査に係る選定会議は非公開とする。
- 7 選定委員会は、第1次審査を通過した応募者に対して、第2次審査の詳細について通知するものとする。

(第2次審査)

第4条 第2次審査にあたっては、第1次審査を通過した応募者によるプレゼンテーション及び質疑を行う。

- 2 第2次審査は、非公開とする。
- 3 プレゼンテーション及び質疑は、応募者ごとに個別に行うものとし、1者あたり40分以内とする。また、交代時間は説明用機器等の撤収を含めて10分以内とする。なお、プレゼンテーションの順序は、原則としてくじにより行うものとする。
- 4 プレゼンテーション及び質疑には、1者あたり説明者・説明用機器の操作者を含め6人以内とする。
- 5 選定委員は、書類の審査に加えてプレゼンテーション及び質疑の内容を考慮し、第2次審査採点表の評価基準に基づいて審査し、採点するものとする。
- 6 第2次審査は、100点満点で評価するものとする。
- 7 プレゼンテーション及び質疑の後、事務局は、第2次審査において各選定委員が採点した点数を加算した集計表を作成し、最終選定会議を開くものとする。
- 8 最終選定会議は、前項に規定する選定する集計表に基づいて審議し、委託者とするに最もふさわしいと思われる応募者(委託候補者)を1者、2番目にふさわしいと思われる応募者(次点)を1者選出する。
- 9 最終選定会議は非公開とする。

(審査結果の公表等)

第5条 選定委員会における審査の経過及び結果は、公表する。

付 則

この要領は、平成24年5月24日から施行する。

この要領は、平成24年7月12日から施行する。

この要領は、平成27年7月28日から施行する。

この要領は、平成30年8月2日から施行する。